

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>		<p>（都市再生緊急整備地域）</p> <p>第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。</p>	
名称	地域	名称	地域
（略）	（略）	（略）	（略）
渋谷駅周辺地域	（略）	渋谷駅周辺地域	（略）
池袋駅周辺地域	東京都豊島区の区域のうち、文京区と豊島区との区界線と一般国道二百五十四号線との交差点を起点とし、順次同国道、東武鉄道東上本線、池袋一丁目及び池袋二丁目と西池袋一丁目との境界線、特別区道十一―百十、特別区道十一―七百十、特別区道十一―十三、特別区道十二―八百二十、特別区道十二―九百六十、特別区道十二―九百七十、特別区道十二―七百九十、特別区道十二―九百九十、特別区道十二―六百八十、東日本旅客鉄道山手線、西武鉄道池袋線、特別区道十二―二百二十、都道芝新宿王子線、南池袋三丁目及び南池袋四丁目と南池袋二丁目との境界線、特別区道四十二―二百、特別区道四十二―二百六十、都道音羽池袋線、南池袋四丁目と南池袋	（新設）	（新設）

<p>(略)</p>	<p>二丁目及び東池袋五丁目との境界線並びに文京区と豊島区との区界線を経て起点に至る線(道路又は鉄道にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p>
<p>川崎駅周辺地域</p>	<p>(略)</p>
<p>相模原橋本駅周辺 ・相模原駅周辺地域</p>	<p>(略)</p> <p>相模原市緑区及び中央区の区域のうち、市道東橋本大山と市道橋本小山との交差点を起点とし、順次同市道、市道橋本六十六号、市道橋本七十一号、市道橋本六十九号、市道橋本七十五号、市道橋本二十七号、市道橋本駅北口、市道相原高校前通、東日本旅客鉄道横浜線、一般国道十六号線、市道橋本百三三号、市道橋本九十二号、市道橋本石神、市道大山氷川、市道宮上横山、東日本旅客鉄道横浜線及び市道東橋本大山を経て起点に至る道路又は鉄道の中心線で囲まれた区域</p> <p>相模原市中央区の区域のうち、北緯三五度三四分五九秒・九八東経一三九度二二分二五秒・九八の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三五分一〇秒・二〇東経一三九度二二分六秒・四七の地点まで、同地点から北緯三五度三五分六秒・四一東経一三九度二二分三秒・五〇の地点まで、同地点から北緯三五度三五分四秒・三五東経一三九度二二分二秒・三二の地点まで、同地点から北緯三五度三五分一秒・八二東経一三九度二二分一秒・六四の地点まで、同地点から北緯三五度三五分〇秒・一九東経一三九度二二分一秒・二〇の地点まで、同地点から</p>

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>川崎駅周辺地域</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>

(略)	北緯三五度三四分五〇秒・五四東經一三九度二二分一九秒・七九の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五三秒・七八東經一三九度二二分二秒・三〇の地点まで、同地点から北緯三五度三四分五四秒・二二東經一三九度二二分二一秒・四六の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線で囲まれた区域
(削除) (略)	(削除)
名古屋駅 周辺・伏見・栄地 域	(略) 名古屋市東区、西区、中村区、中区及び中川区の区域のうち、市道泉第七号線と市道外堀相生町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、県道名古屋津島線、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道広井町線、市道輪ノ内町第七号線、市道西藪下輪ノ内町線、市道菊井一丁目第一号線、市道則武新町三丁

(略)	(略)
相模原橋 本駅周辺 地域	(略) 相模原市の区域のうち、市道東橋本大山と市道橋本小山との交差点を起点とし、順次同市道、市道橋本六十六号、市道橋本七十一号、市道橋本六十九号、市道橋本七十五号、市道橋本二十七号、市道橋本駅北口、市道相原高校前通、東日本旅客鉄道横浜線及び市道東橋本大山を経て起点に至る道路又は鉄道の中心線で囲まれた区域 相模原市の区域のうち、市道宮上横山と東日本旅客鉄道横浜線との交差点を起点とし、順次同鉄道、市道東橋本大山、市道橋本石神、市道大山氷川及び市道宮上横山を経て起点に至る鉄道又は道路の中心線で囲まれた区域
名古屋駅 周辺・伏見・栄地 域	(略) 名古屋市東区、西区、中村区、中区及び中川区の区域のうち、市道泉第七号線と市道外堀相生町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、県道名古屋津島線、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道広井町線、市道輪ノ内町第七号線、市道西藪下輪ノ内町線、市道菊井一丁目第一号線、市道則武新町三丁

<p>京都駅周辺地域</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>目第一号線、市道広井町線第一号、県道名古屋甚目寺線、市道牛島町第三号線、市道名駅第十六号線、市道駅西第四十七号線、市道駅西第五十六号線、県道名古屋津島線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第四十六号線の南側端線、市道牧野第五十三号線の南側端線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道白川通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道南久屋南新町線、市道堀田高岳線、市道久屋駿河町線、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（市道牧野第四十六号線及び市道牧野第五十三号線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
----------------	------------	------------	--

<p>京都駅周辺地域</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>目第一号線、市道広井町線第一号、県道名古屋甚目寺線、市道牛島町第三号線、市道名駅第十六号線、市道駅西第四十七号線、市道駅西第七十二号線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第四十六号線の南側端線、市道牧野第五十三号線の南側端線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道白川通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道南久屋南新町線、市道堀田高岳線、市道久屋駿河町線、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（市道牧野第四十六号線及び市道牧野第五十三号線以外の道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>
----------------	------------	------------	---

東山七条線、市道千本通、市道朱雀緯一号線、市道中堂寺経八号線、一般国道九号線、西日本旅客鉄道山陰線の西側端線、下京区中堂寺北町五番三、同区中堂寺北町五番六、同区中堂寺北町五番四及び同区中堂寺北町五番五と同区中堂寺北町十番三との境界線、市道新千本通の東側端線、一般国道九号線、市道天神通、市道中堂寺通、市道御前通、市道西七条緯二号線、市道西七条経七号線、府道梅津東山七条線、市道新千本通の東側端線、市道梅小路通の東側端線、同区梅小路日影町一番二十四及び同区梅小路日影町一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線、同区梅小路日影町一番二十七、同区梅小路日影町一番二十八及び同区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番二十との境界線、同区梅小路日影町一番十一及び同区梅小路日影町一番十二との境界線、同区梅小路日影町一番九と同区梅小路日影町一番九と同区八条源町一番七との境界線、南区八条源町一番二と同区八条源町四番二との境界線、下京区観喜寺町と南区八条源町及び同区八条町との境界線、西日本旅客鉄道山陰線、府道七条大宮四ツ塚線、市道梅逕緯二号線、市道安寧緯六号線、一般国道一号線、市道東寺道、市道新町通、市道南第四緯五号線、府道伏見港京都停車場線、市道八条通、市道南第三経一号線、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五との境界線を延長した線並びに鴨川を経て起点に至る線（市道新千本通及び市道梅小路通以外の道路、一

通、市道南第四緯五号線、府道伏見港京都停車場線、市道八条通、市道南第三経一号線、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五との境界線を延長した線及び鴨川を経て起点に至る線（道路又は河川にあつては、その中心線）で囲まれた区域

(略)	<p>般国道九号線以北の西日本旅客鉄道山陰線以外の鉄道又は河川にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p>
<p>小倉駅周辺地域</p>	<p>北九州市小倉北区の区域のうち、市道浅野一号線と市道浅野三十二号線の北側端線との交差点を起点とし、順次同市道の北側端線、市道浅野十四号線の北側及び西側端線、市道浅野三十三号線、市道浅野五号線、一般国道百九十九号線、市道浅野四号線、市道浅野京町一号線、市道室町一号線、県道長行田町線、城内と室町一丁目との境界線、二級河川紫川、市道砂津城内一号線、県道三萩野魚町線、市道魚町馬借一号線、一般国道百九十九号線、市道米町七号線、市道京町十四号線、市道浅野六号線、一般国道百九十九号線並びに市道浅野一号線を経て起点に至る線(市道浅野三十二号線及び市道浅野十四号線以外の道路又は河川にあつては、その中心線)で囲まれた区域、浅野三丁目九番の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路(都市計画道路を含む。)、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。</p> <p>一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域、堺鳳駅南地域、堺臨海地域、守口大日地域及び寝屋川市駅東地域 平成十四年七月一日</p>	

(略)	<p>(略)</p>
<p>小倉駅周辺地域</p>	<p>北九州市小倉北区の区域のうち、市道浅野六号線と一般国道百九十九号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道浅野二号線、市道浅野米町一号線、浅野一丁目と京町三丁目との境界線、市道砂津京町一号線、市道京町船頭町一号線、市道浅野京町一号線、市道室町一号線、県道長行田町線、城内と室町一丁目との境界線、紫川、市道砂津城内一号線、県道三萩野魚町線、市道魚町馬借一号線、一般国道百九十九号線、市道米町七号線、市道京町十四号線及び市道浅野六号線を経て起点に至る線(道路又は河川にあつては、その中心線)で囲まれた区域</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路(都市計画道路を含む。)、河川、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。</p> <p>一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域、堺鳳駅南地域、堺臨海地域、守口大日地域及び寝屋川市駅東地域 平成十四年七月一日</p>	

二 仙台駅西・一番町地域、千葉駅周辺地域、千葉みなと駅西地域、横浜山内ふ頭地域、戸塚駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、名古屋千種・鶴舞地域、京都南部油小路通沿道地域、京都久世高田・向日寺戸地域、長岡京駅周辺地域、神戸ポートアイランド西地域、尼崎臨海西地域、西日本旅客鉄道尼崎駅北地域及び北九州黒崎駅南地域 平成十四年十月三日

三 さいたま新都心駅周辺地域、千葉蘇我臨海地域、柏駅周辺地域、環状四号線新宿富久沿道地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、東静岡駅周辺地域、広島駅周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日

四 仙台長町駅東地域、川口駅周辺地域、辻堂駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、堺東駅西地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域、寝屋川萱島駅東地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日

五 浜松駅周辺地域及び難波・湊町地域 平成十九年一月十五日

六 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日

七 東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

八 札幌都心地域、神戸三宮駅周辺・臨海地域及び岡山駅周辺・

二 仙台駅西・一番町地域、千葉駅周辺地域、千葉みなと駅西地域、横浜山内ふ頭地域、戸塚駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、名古屋千種・鶴舞地域、京都南部油小路通沿道地域、京都久世高田・向日寺戸地域、長岡京駅周辺地域、神戸ポートアイランド西地域、尼崎臨海西地域、西日本旅客鉄道尼崎駅北地域、小倉駅周辺地域及び北九州黒崎駅南地域 平成十四年十月三日

三 さいたま新都心駅周辺地域、千葉蘇我臨海地域、柏駅周辺地域、環状四号線新宿富久沿道地域、相模原橋本駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、東静岡駅周辺地域、広島駅周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日

四 仙台長町駅東地域、川口駅周辺地域、辻堂駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、堺東駅西地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域、寝屋川萱島駅東地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日

五 浜松駅周辺地域及び難波・湊町地域 平成十九年一月十五日

六 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日

七 東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

八 札幌都心地域、京都駅周辺地域、神戸三宮駅周辺・臨海地域

表町地域 平成二十五年五月二十四日

九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺地域及び小倉駅周辺地域 平成二十七年五月二十六日

(特定都市再生緊急整備地域)

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称 (略)	地域 (略)
名古屋駅 周辺・伏見・栄地域	名古屋市東区、西区、中村区、中区及び中川区のうち、市道泉第七号線と市道外堀相生町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、市道伊勢町通、市道本重町通、市道木挽町通、市道錦通、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道名駅第十五号線、市道駅西第四十七号線、市道駅西第五十六号線、県道名古屋津島線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第四十六号線、市道牧野第五十三号線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番

及び岡山駅周辺・表町地域 平成二十五年五月二十四日

(特定都市再生緊急整備地域)

第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域及び渋谷駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。

名称 (略)	地域 (略)
名古屋駅 周辺・伏見・栄地域	名古屋市東区、西区、中村区、中区及び中川区のうち、市道泉第七号線と市道外堀相生町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、市道伊勢町通、市道本重町通、市道木挽町通、市道錦通、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道名駅第十五号線、市道駅西第四十七号線、市道駅西第一号線、市道駅西第七十二号線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第四十六号線、市道牧野第五十三号線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番二との境界線、同丁目五十一番十と同丁目五十一番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五十一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番

	<p>二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道入江町通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>	<p>(略)</p>	<p>大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域</p>
	<p>大阪市福島区の区域のうち、福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当する区域に限る。）</p> <p>大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）</p> <p>茶屋町及び芝田一丁目の区域（市道梅田北野線の東側端線と市道北野方面東西四号線の北側端線との交差点を起点とし、順次同北側端線、市道北野茶屋町線の西側端線、市道工業学校表通線の北側端線、芝田二丁目及び大深町と芝田町一丁目との境界線、角田町と芝田一丁目及び茶屋町との境界線並びに市道梅</p>	<p>(略)</p>	<p>大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域</p>

	<p>二との境界線、ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三―二号線、同区画道路九―一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三蔵通、一般国道十九号線、市道入江町通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域</p>	<p>(略)</p>	<p>大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域</p>
	<p>大阪市福島区の区域のうち、福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当する区域に限る。）</p> <p>大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）</p> <p>茶屋町及び芝田一丁目の区域（市道梅田北野線の東側端線と市道北野方面東西四号線の北側端線との交差点を起点とし、順次同北側端線、市道北野茶屋町線の西側端線、市道工業学校表通線の北側端線、芝田二丁目及び大深町と芝田町一丁目との境界線、角田町と芝田一丁目及び茶屋町との境界線並びに市道梅</p>	<p>(略)</p>	<p>大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域</p>

	<p>田北野線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）、大深町の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業及び大阪駅大深東地区土地区画整理事業の施行区域（大阪駅大深東地区土地区画整理事業区画道路四号線の区域を除く。）に限る。）、角田町及び曾根崎二丁目の区域（市道梅田北野線、市道梅田善源寺線及び一般国道百七十六号線以西の区域に限る。）並びに梅田一丁目、二丁目（西梅田地区地区計画の区域に限る。）及び三丁目の区域</p> <p>大阪市北区の区域のうち、中之島二丁目から六丁目までの区域</p> <p>大阪市中央区の区域のうち、市道井池筋線と府道石切大阪線との交差点を起点とし、順次同府道、一般国道二十五号線、市道土佐堀南岸線、市道船場魚棚筋線、市道淡路町線、市道御堂裏線、府道大阪八尾線、市道佐野屋橋筋線、市道玉造西九条線、市道豊屋町線、府道大阪八尾線、市道井池筋線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域</p>
<p>(略)</p>	<p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一 横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十</p>

	<p>田北野線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）、大深町の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業及び大阪駅大深東地区土地区画整理事業の施行区域（大阪駅大深東地区土地区画整理事業区画道路四号線の区域を除く。）に限る。）、角田町及び曾根崎二丁目の区域（市道梅田北野線、市道梅田善源寺線及び一般国道百七十六号線以西の区域に限る。）並びに梅田一丁目、二丁目（西梅田地区地区計画の区域に限る。）及び三丁目の区域</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。</p> <p>一 横浜都心・臨海地域、川崎殿町・大師河原地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域、大阪コスモスクエア駅周辺地域及</p>

日

二 札幌都心地域 平成二十五年五月二十四日

三 名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 平成二十七年五月二十六日

び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日

二 札幌都心地域及び名古屋駅周辺・伏見・栄地域 平成二十五年五月二十四日